

武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武蔵野市長職務代理者
武蔵野市副市長 伊藤英穂

武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和28年3月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、<u>パートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であつて、職員と同居し、かつ、生計を一</u></p>	<p>字句の追加</p>

<p>2 及び 3 (略)</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>にしているものをいう。)」、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>字句の改正</p>
---	---	--------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえるほか、所要の改正を行うものである。